

第3部

第6期市川市障害福祉計画・
第2期市川市障害児福祉計画

第1章 計画の方向性

第6期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画となります。また、第2期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。

障害者基本法における理念や、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、これらの計画においては次の7つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいにかかわる制度の一元化への対応として、障がい者等がその障がいの種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービ

ス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。

また、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、障がいなどの属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は多機関が協働して継続的につながる機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援・障害児相談支援の充実を図るため、地域支援体制の構築を進めるとともに、障がい児に係る支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくことで、地域参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図っていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などを通して、関係者が協力して取り組んでいくことができる体制の構築を図っていきます。

(7) 障がい者等の社会参加を支える取組

障がい者等が創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するとともに、その活動の中で、障がい者等が個性や能力などを発揮することにより、障がい者等の地域における社会参加の促進を図ります。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（令和3～5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

第2章 成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次のような取組を成果目標として設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行を進めます。

令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することとします。

具体的には、下表において、198人の入所者のうち12人の地域移行を目指しますが、期間中に新たに入所される方があるため、結果として入所者の数は4名の減となります。

項目	数値	備考
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	198人	
【目標値】目標年度入所者数（B）	194人	令和元年度末時点の施設入所者数を1.6%削減した人数
【目標値】削減見込（A-B）	4人 (1.6%)	
【目標値】地域生活移行者数	12人 (6%)	令和元年度末時点の施設入所者の6%に相当する人数

(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、千葉県においては障害保健福祉圏域*ごとに協議の場が設置されています。本市においても、これと同様に、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置します。また、この本市の協議の場について、次のとおり目標を設定します。

項目	数値	備考
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回／年	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	10人	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年	

なお、国の「基本指針」に基づき、千葉県が算出した「令和5年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、2,052人となっています。

本市における「令和5年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、上記の千葉県における基盤整備量を市町村ごとの人口にて按分した163人となり、障害福祉サービス等の見込量を算出するにあたっての一つの根拠としています。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図ります。

本市においては、令和2年度に面的な体制により地域生活支援拠点等の整備をしていますが、その機能の充実を図るため、年1回以上、その運用状況について検証及び検討をすることとします。なお、「地域生活支援拠点」とは、以下のような機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

また、この「地域生活支援拠点」の整備にあたっては、地域における複数の機関

が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）も認められているため、「地域生活支援拠点等」とされています。

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等に係る運用状況の検証及び検討	年 1 回以上 実施	

(4) 一般就労への移行を促進します。

令和 5 年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上にすることを目指します。この際、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業については、それぞれ一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.3 倍以上、1.26 倍以上、1.23 倍以上にすることを目指します。また、就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率に関する目標を次のとおり設定します。

- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することとします。
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とします。

項目	数値	備考
令和元年度中の年間一般就労移行者数 (A)	88 人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【目標値】 令和 5 年度中の年間一般就労移行者数	112 人 (A の 1.27 倍)	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
令和元年度中の就労移行支援事業における年間一般就労移行者数 (B)	34 人	

【目標値】 令和 5 年度中の就労移行支援事業における年間一般就労移行者数	45 人 (B の 1.3 倍)	
令和元年度中の就労継続支援 A 型事業における年間一般就労移行者数 (C)	1 人	
【目標値】 令和 5 年度中の就労継続支援 A 型事業における年間一般就労移行者数	2 人 (C の 1.26 倍)	
令和元年度中の就労継続支援 B 型事業における年間一般就労移行者数 (D)	6 人	
【目標値】 令和 5 年度中の就労継続支援 B 型事業における年間一般就労移行者数	8 人 (D の 1.23 倍)	
【目標値】 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	70%以上	
【目標値】 令和 5 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 80%以上の事業所数の割合	70%以上	

(5) 障がい児支援の提供体制を整備します。

重層的な地域支援体制の構築を目指すために、以下の 2 点を目標として設定します。

- ・令和 5 年度末までに児童発達支援センターを 5 箇所以上設置
- ・令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を拡充

また、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 6 箇所以上確保します。

平成 30 年度に市内の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置しました。医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう令和 5 年度までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について協議します。

項目	数値等	備考
【目標値】 児童発達支援センターの 設置数	5 箇所	令和 5 年度末時点で
【目標値】 保育所等訪問支援を利用 できる体制の構築	6 人／月	令和 5 年度末までに一月に保育所等訪問 支援を利用する児童の数
【目標値】 主に重症心身障がい児を 支援する児童発達支援セ ンター及び放課後等デイ サービス事業所数	6 箇所	令和 5 年度末までに重症心身障がい児を 受け入れる事業所の数
【目標値】 医療的ケア児等に関する コーディネーターを配置	協議	令和 5 年度末までに医療的ケア児連絡会 で配置に向けて協議していきます。

(6) 相談支援体制を充実・強化します。

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

項目	数値等	備考
【目標値】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	令和5年度末時点で
【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4件／年	令和5年度末時点で
【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件／年	令和5年度末時点で
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	175回／年	令和5年度末時点で

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念等を念頭に置いた上で、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためには、障害福祉サービス等の利用状況等を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましく、他方、障害福祉サービス等に係る費用の請求状況などを確認する障害者自立支援システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

項目	数値	備考
【目標値】 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	10人／年	令和5年度末時点で
【目標値】 障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び その実施回数	実施 1回／年	令和5年度末時点で

第3章 障害者総合支援法に係るサービス等

第1節 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

障害福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所

(3) 居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援

2 相談支援

(1) 相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

3 地域生活支援事業

(必須事業)

(1) 理解促進研修・啓発事業

イベント開催・教室等開催・広報及び啓発活動の実施等

(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート（障がい者同士の支え合い）、災害対策、ボランティア活動支援等
(3) 相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具等
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
(9) 移動支援事業	ガイドヘルパー派遣等
(10) 地域活動支援センター事業 (任意事業)	地域活動支援センター（I、II、III型）での通所サービスや意識啓発事業
(11) 市が自主的に取り組む事業	訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等

第2節 障害福祉サービスの整備

第1項 訪問系サービス

(1) 事業内容

○訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等により、常時介護が必要な身体障がい者等に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

○今後、地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれます。今後、障がい者が地域で安心して暮らすために、障がいの種別に関わりなくサービスが提供されるよう、ヘルパー等の人材育成やサービス提供体制の整備を進めます。

○重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がないため、サービス等利用計画に基づき、必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせて利用することにより、このサービスの代替とすることを想定しています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
訪問系サービス	居宅介護	551	562	573	実人／月
		10,353	10,042	9,741	時間／月
	重度訪問介護	29	37	48	実人／月
		4,376	5,032	5,787	時間／月
	同行援護	64	64	63	実人／月
		1,713	1,781	1,853	時間／月
	行動援護	11	11	11	実人／月
		181	178	174	時間／月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	実人／月
		0	0	0	時間／月

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害福祉サービスに従事する者の知識や技能を向上させるために、県が開催する居宅介護従事者等の養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。
- 市川市自立支援協議会生活支援部会の居宅支援連絡会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。
- 訪問系サービスにおけるヘルパーにかかる業務負担が問題となっている状況を踏まえ、計画相談支援の導入を進める中で、的確なアセスメントによる支給の適正化を図ります。また、訓練的な要素を含む居宅での介護については訪問型生活訓練の利用を促進するなど、適切なサービスの利用を促していきます。

第2項　日中活動系サービス

(1) 事業内容

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護をする障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と、生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び最低賃金が保障されるA型（雇用型）と、雇用契約を結ばないB型（非雇用型）の類型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 日中活動系サービスは、生活能力の向上や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちな方などが社会参加をしていくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 就労継続支援B型や地域活動支援センターⅢ型を中心とする企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- また、就労移行支援については、障がい者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者が徐々に増えていますが、その一方で、日常生活を送る上での課題の解決や、就労後の定着支援の充実が求められています。
- 就労継続支援A型（雇用型）については、本市に加え、近隣市においても新たな事業所が開設され、その利用者数も増えていることから、障がい者の就労の場として定着しています。
- 就労継続支援B型（非雇用型）については、生きがいや社会的役割を獲得するなど、就労だけに限らない多様な働き方が求められています。
- 就労定着支援については、就労移行支援、就労継続支援などを通じて一般就労に移行した方が継続して就労することができるよう、就労に伴う生活面の課題などに対応する役割を担うものとなります。
- 自立訓練（生活訓練）は、就労や日中活動系サービスの継続的な利用を行う上で必要となる生活習慣の確立や定着に向けた役割を担っています。また、訪問型生活訓練は、長期入院から地域生活に移行する精神障がい者などに対しては地域定着支援のような役割を担う面もあります。

○通所施設の利用者やその家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保などが課題となっています。

○短期入所は、障がい者やその家族の高齢化によりニーズの高まりがありますが、市内及び近隣市に資源が乏しいため、身近な場における事業所の整備が課題となっています。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

日中活動系サービス		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
生活介護	760	767	775	実人／月	
	14,696	14,842	14,991	延人日／月	
自立訓練（機能訓練）	2	2	2	実人／月	
	24	24	24	延人日／月	
自立訓練（生活訓練）	56	56	56	実人／月	
	694	694	694	延人日／月	
就労移行支援	200	226	255	実人／月	
	3,327	3,759	4,248	延人日／月	
就労継続支援A型	169	179	189	実人／月	
	3,295	3,427	3,564	延人日／月	
就労継続支援B型	517	553	592	実人／月	
	8,605	9,121	9,669	延人日／月	
就労定着支援	108	135	172	実人／月	
療養介護	15	15	15	実人／月	
短期入所（福祉型）	106	104	102	実人／月	
	1,156	1,283	1,424	延人日／月	
短期入所（医療型）	2	2	2	実人／月	
	4	4	4	延人日／月	

(4) 見込量を確保するための方策

- 安定した事業運営を確保するため、生活介護等のサービス事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の費用負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。
- 福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者間のネットワークによる共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実を促進します。
- 就労定着支援事業については、市川市自立支援協議会就労支援部会などを活用し、より一層の職場定着の促進を目指して、事業の質の担保を図ります。また、一般就労後の効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業、就労移行支援事業、障害者就労支援センター「アクセス」などによる連携や協働を進めています。
- 身近な場での短期入所については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点等」が有する機能の充実を踏まえ、緊急時における障がい者等の受入等を円滑に行うことができるよう、地域の事業所等との連携体制の構築を図っていきます。

第3項 居住系サービス

(1) 事業内容

○居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	障がい者が居宅において自立した日常生活を営むために、定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」、「公共料金や家賃に滞納はないか」、「体調に変化はないか、通院しているか」、「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、入浴や排泄等の介護などを行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○自立生活援助は、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに対し、日常生活を営む上で課題解決に向けた相談、必要な情報の提供等による援助を行うものです。

○施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。その一方で、現在施設に入所している方に加え、新たに施設に入所することを希望する待機者もいることから、適切なケアマネジメント^{*}に基づき、その待機状態の解消を図ることが必要です。

○介護する家族の高齢化による介護力の低下などにより、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要が高まっています。また、グループホームについては、知的障がい者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障がい者では単身生活に向けた通過的な利用が多くなるなど、ニーズに応じた利用が求められています。

○しかし、グループホーム等の資源には限りがあるため、緊急性の高い方から優先的に入居できるような仕組みが必要です。また、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する方に対しては、日中サービス支援型のグループホームのような常時の支援体制を確保することが求められています。

○一方、グループホームのような居住形態を望んでいない方については、公営住宅などを社会資源の一つとして活用するなど、グループホームの整備促進と並行して、様々なニーズに対応した居住の場の確保に努めます。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
居住系サービス	自立生活援助	11 (9)	13 (11)	15 (13)	実人／月
	共同生活援助	316 (93)	354 (115)	396 (141)	実人／月
	施設入所支援	194	194	194	実人／月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

○適切なケアマネジメントにより、居住の場として施設入所を真に必要とする方の待機状態の解消に努めます。

○グループホームについては、施設や病院からの地域生活への移行や家族からの自立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、重度の障がい者に対して常時

の支援体制を確保することができる日中サービス支援型のグループホームも含めて整備を推進していきます。

- グループホームの整備の推進に合わせ、公営住宅などの地域の社会資源を活用するとともに、グループホームの利用者に係る費用負担の軽減を図ることを目的として家賃に対する助成を実施します。
- グループホームに関する様々な相談を受けるために千葉県が健康福祉センター（保健所）の圏域ごとに配置するグループホーム等支援ワーカー^{*}等と連携を図りながら、グループホームのサービスの質を向上させるとともに、利用者からの利用希望情報の収集を通してグループホームへの入居が円滑に行われるよう努めています。
- 重度の障がいのある人も受け入れが可能となるようなグループホームについて、市川市自立支援協議会やその関連会議などを通じてその課題等の検討を進めます。

第3節 相談支援の整備

(1) 事業内容

○相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
基本相談支援*	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援*	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談・援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅において単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○この節で扱う「相談支援」とは、「特定相談支援事業*」及び「一般相談支援事業*」を指します。「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」は、「基本相談支援」を共通の基礎的な事業とし、この「基本相談支援」に加えてそれぞれ「計画相談支援」又は「地域相談支援」を行う「2階建て」の事業形態となります。

特定相談支援事業

計画相談支援
基本相談支援

一般相談支援事業

地域相談支援
基本相談支援

- 「一般相談支援事業」の地域相談支援は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続の同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」となります。
- サービス等利用計画案の作成については、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重するという考え方もあり、利用者自身がサービス等利用計画案を作成する「セルフプラン」の活用もあります。しかし、今後、特定相談支援事業の整備を行うとともに、セルフプランの点検を図りながら、利用者のニーズを精査し、適宜、計画相談支援につないでいくことも必要と考えます。
- なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」との適切な連携や役割分担が必要となります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの活動指標）

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
相談支援	計画相談支援	667	774	898	実人／月
	地域移行支援	4 (2)	4 (2)	4 (2)	実人／月
	地域定着支援	25 (21)	25 (21)	25 (21)	実人／月

() 内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

(4) 見込量を確保するための方策

- サービス等利用計画の作成を行う特定相談支援事業については、ニーズの増大が見込まれるため、介護保険事業所を含むサービス事業者に対してこの事業への参入を促すとともに、市川市自立支援協議会相談支援部会を活用することにより、特定相談支援事業や障害者相談支援事業などの機能や役割を整理し、相談支援の普及啓発や質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

- 相談支援（特定・一般・障がい児）を行う上で必要な情報をまとめた「障がい児・者相談支援ガイドライン」を作成し、必要に応じて改訂を進めるとともに、そのガイドラインを踏まえた研修を実施して多職種間の連携を推進し、相談支援の普及と質の向上を図ります。
- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施し、障がい福祉に携わる人材の専門性を高め、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援を行い、地域の課題の集約などを図ります。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病の方等への相談支援などを通して、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。
- 精神科病院に長期入院している方の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県が実施している「地域移行・定着協力病院*」の指定制度などを活用しながら、長期入院している方の地域生活への移行に対する意欲を高める働きかけを行っていきます。また、その意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している方との交流が効果的であることから、長期入院経験者の力を活用した取組を検討します。
- 地域定着支援については、市川市自立支援協議会などの場を活用して、本市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

第4節 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスを「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、この「必須事業」に市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供しようとするものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を隨時検討していきます。

第1項 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

(1) 事業内容

- 理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行うものです。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

- 「社会的障壁」とは、物理的な障壁（段差など）にとどまらず、心理的な障壁（差別感情など）や視覚・聴覚障がい者などに対する情報の障壁、これらの障壁となる制度や慣習などを含む概念です。
- 地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が認められにくいものではありますが、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るために大変重要な取組といえます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 障害者週間等の機会を活用して、障がい者等の個性や能力を発揮する発表等の場を提供するとともに、地域住民に対する理解促進・意識啓発を行うため、これらを踏まえたイベントを企画・運営します。

第2項 自発的活動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(2) 事業の実施に関する考え方

○本市では、20 以上の障がい者団体（当事者会・家族会）が活動していますが、これらの団体の横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が、平成 24 年度から活動を始め、市川市自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。

○本市は当初、この連絡会の事務局としての機能を担う形で活動の支援を行っていましたが、現在は事務局も含めて自主的な運営へと移行しており、全体会議や役員会に参加することで、その運営にあたっての支援をしていきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3 年度	4 年度	5 年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

○市川市障害者団体連絡会の全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

第3項 相談支援事業（必須事業）

（1）事業内容

○相談支援事業は、障がい者等に対応した一般的な相談支援を行うものです。障害者自立支援法施行前は市域、県域、障害保健福祉圏域の3つの区域の中で、関係機関が個々の事業ごとにそれぞれ多様な支援を行ってきましたが、現在は市と県の適切な役割分担のもとで、一般的な相談支援については、市が一体的に実施しています。

○相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

- 現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3箇所（市役所障がい者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談支援センター「えくる」行徳ステーション）において整備されています。
- 基幹相談支援センター「えくる」については、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。
- この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、相談支援事業に係る人材の確保と育成、質の担保が重要となります。また、障害者相談支援事業と「指定特定相談支援事業」及び「指定一般相談支援事業」との適切な役割分担や、関係機関とのスムーズな連携が図れるような仕組み作りが必要です。
- 権利擁護については、「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業における高齢者福祉部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。
- 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援や関係機関との調整などについて、関係機関とのネットワークを活用しながら、引き続き実施していきます。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
障害者相談支援事業	3	3	3	箇所
基幹相談支援センター	2	2	2	箇所

基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

- 基幹相談支援センター「えくる」の業務について、市川市自立支援協議会内に運営協議会を設置し、評価や助言を行います。また、その評価を踏まえるとともに、地域生活支援拠点等や相談支援事業所等との役割分担を勘案し、今後の事業内容、人員配置、連携体制などについて検討します。
- 市民やサービス事業者等に対し、相談支援事業の普及啓発を図ります。
- 市川市自立支援協議会相談支援部会を開催するとともに、相談支援に関するグループスーパーバイジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約を図ります。
- 定型的なサービスにつながりにくい人や就労している人などを対象としたプログラムなどへの参加に伴い相談支援の利用促進を行うとともに、ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
- 障がい児に対する相談支援については、庁内における子ども部門や教育部門をはじめ、児童相談所、千葉県発達障害者支援センター（CAS）などの専門的な機関と連携していきます。
- 当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行が見込まれることから、高齢者サポートセンター*などの高齢者福祉部門との連携を強化していきます。
- 今後は、国が示している、子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者なども含めた地域共生社会の構築を視野に入れて、子ども部門や高齢者福祉部門等との緊密な連携を見据えていきます。

第4項 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○成年後見制度利用支援事業は、判断能力が不十分な方の身上監護や財産管理の役割を担う成年後見制度の利用に関する周知を行い、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、家庭裁判所への申立てに要する登記手数料及び鑑定費用等の経費や後見人等の報酬を一定の要件のもとで助成するものです。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

(2) 事業の実施に関する考え方

○成年後見制度については、後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また、障がい者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障がい者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的であると考えられます。このため、平成25年9月から、本市の委託により市川市社会福祉協議会に「後見相談担当室」が設置され、成年後見に関する相談や制度に関する周知啓発を行っています。

○また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
成年後見制度利用支援事業	40	44	48	実利用 見込み者数

(4) 見込量を確保するための方策

- 成年後見制度の更なる周知を行うとともに、相談支援や障害者虐待防止センター、市川市社会福祉協議会の後見相談担当室等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

第5項 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用等に関する活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるような支援を行います。

(2) 事業の実施に関する考え方

○法人後見の実施にあたっては、平成28年度より市民後見人養成講座を開講し、市民後見人の養成及びその活用に向けた体制の整備などを行っています。

(3) 実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

(4) 見込量を確保するための方策

○高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人養成講座を実施します。

○本市から市川市社会福祉協議会に対し、市民後見人養成講座の運営等の業務を委託します。

第6項 意思疎通支援事業（必須事業）

（1）事業内容

○意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、市役所内での通訳支援、通訳相談、派遣コーディネートなどを行うことにより、事務手続き等の利便を図ります。

（2）サービス・事業の実施に関する考え方

○本市では、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障がい者等が参加・出席をする集会など、広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。また、手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、その手続を適正に行います。

○点訳、音声訳については、従来ボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
手話通訳者派遣事業	960	1,056	1,160	延利用人／年
要約筆記者派遣事業	120	132	145	実利用人／年
手話通訳者設置事業	3	3	3	設置人数

(4) 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者を市役所に設置し、市役所内での通訳や講演会等の派遣等の支援などを行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、その派遣に係る活動内容の目的を踏まえて検討します。

第7項 日常生活用具給付等事業（必須事業）

(1) 事業内容

○日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るもので

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○今後は、障がい者等の地域生活への移行が進むことに合わせて、本事業に関する需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
介護訓練支援用具	10	15	15	延給付件数/年
自立生活支援用具	46	51	51	延給付件数/年
在宅療養等支援用具	50	55	55	延給付件数/年
情報・意思疎通支援用具	139	144	144	延給付件数/年

排泄管理支援用具	7,855	7,955	7,955	延給付件数/年
住宅改修費	5	8	8	延給付件数/年

(4) 見込量を確保するための方策

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

○用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

第8項 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

（1）事業内容

○手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

（2）事業の実施に関する考え方

○手話を習得するには長い期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。

○また、本研修と県で実施している手話通訳者養成研修を受講することにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格が得られることから、県の研修の受講を促していきます。

（3）実施の見込み（事業の活動指標）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
手話奉仕員養成研修事業	15	15	15	実養成講習修了見込み者数

（4）見込量を確保するための方策

○手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。

第9項 移動支援事業（必須事業）

(1) 事業内容

○移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出することが困難な障がい者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○障がい者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要不可欠な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。また、入所・入院中の障がい者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための役割も期待できます。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
移動支援事業	90	92	94	箇所
	602	612	623	実人／年
	55,940	56,912	57,893	延利用時間／年

(4) 見込量を確保するための方策

○見込量の確保を図ることはもとより、将来的な供給増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

第10項 地域活動支援センター（必須事業）

（1）事業内容

○地域活動支援センターは、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

○地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（I型、II型、III型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センター I型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センター II型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター III型	基礎的事業を行います。これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが要件となります。

（2）サービス・事業の実施に関する考え方

○地域活動支援センターは、I型・II型については旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等が移行することが想定され、独自の機能を持っていますが、III型については指定障害福祉サービス事業者への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を果たすことが期待されています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の場」などがあります。

○本市としては、地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていくよう、事業者への支援を行います。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
地域活動支援センターⅠ型	0	0	0	箇所
	0	0	0	平均実利用人／日
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	箇所
	6	6	6	平均実利用人／日
地域活動支援センターⅢ型	9	9	9	箇所
	60	60	60	平均実利用人／日

(4) 見込量を確保するための方策

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

第 11 項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）

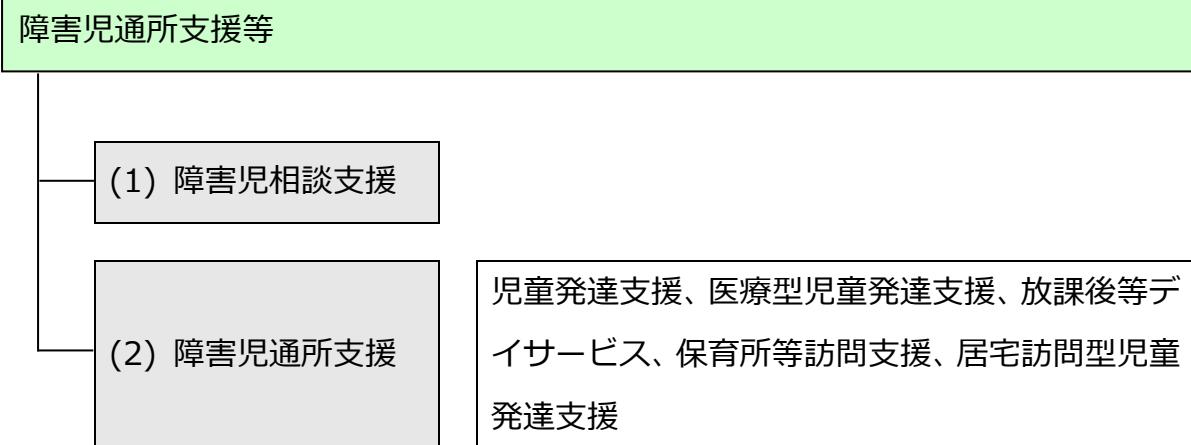
事業名	実施内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等により、福祉の増進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業(視覚障がい者に係る生活支援事業)	視覚障がい者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援、及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

○これらの事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

第4章 児童福祉法に係るサービス

第1節 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

障害児福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害児相談支援、障害児通所支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



第2節 障害児通所支援等の整備

(1) 事業内容

- 障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられており、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。
- この節では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス	サービスの内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援 就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援 上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある幼児に対して児童発達支援等を行います。
	放課後等デイサービス 就学中の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら自立を促進とともに放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援 保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援 重度の障がいで外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

(2) サービス・事業の実施に関する考え方

○障害児相談支援では、対象となる障がい児だけでなく、その子どもを育てる家族についても一体的に支援し支えていくことが求められています。そのため、セルフプランから適宜相談支援につないでいくと共に、家族のエンパワメントを高める支援に努めていきます。

○児童発達支援は、早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであるとともに、地域の保育園等に在籍しながらサービスを利用する子どもの数も増加していることから、保健医療、子育て・家庭支援部門、教育部門等との連携体制を強化することが必要です。

○保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を図り、子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた一貫した支援を受けられるようにしていくことが大切です。

○児童発達支援センターは、地域の中核的な役割を果たすために通所支援等を行う事業所と緊密な連携を図り、家庭支援や地域支援機能を強化することにより、保護者への子育て支援や子どもの地域社会への参加及び包容（インクルージョン）を推進することが必要です。

(3) 実施の見込み（個別サービスの見込量）

		見込量			単位
		3 年度	4 年度	5 年度	
障害児相談支援		74	87	103	実人／月
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	374	423	478	実人／月
		3,908	4,455	5,079	延人日／月
	医療型児童発達支援	11	9	8	実人／月
		58	47	38	延人日／月

	放課後等デイサービス	803	931	1,080	実人／月
		9,029	10,925	13,219	延人日／月
保育所等訪問支援		5	8	12	実人／月
		5	8	12	延人日／月
居宅訪問型児童発達支援		1	2	3	実人／月
		4	8	12	延人日／月

(4) 見込量を確保するための方策

- 身近な地域での支援が保障されるように他の部門（保健、医療、教育等）と連携を図りながら体制整備を進めていきます。
- 障がいの特性を踏まえて、質の高い支援を提供できるよう事業所等に対して、障がいに係る理解のための研修等を行い質の向上を目指します。

